

糸島市補助金設計書

所管課 地域福祉課

補助金名称	障害者余暇活動支援事業補助金
区分	⑥国県制度事業補助
該当例規等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

【長期総合計画体系】

基本目標4_健康で安心して暮らせるまちづくり

政策3_支援を必要とする人たちへの福祉の充実

施策③_障がい者福祉の充実

1 補助の目的

○障がい者の余暇活動を通して、障がい者との交流・理解促進、障がい者の居場所づくり、身体機能の維持・向上を図ることを目的とする。また、障がい者家族の情報交換・孤立防止を図る。
○障がい者と高齢者施設の支援員が交流を図ることで、地域共生社会の実現を図ることが

2 成果指標

指標① 参加者数(年間)

目標値① 120 (単位) 名

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

障がい者とその家族が、高齢者施設の支援員とスポーツや遊び等を通して交流を図る。

【補助対象者】

社会福祉法人 志摩会

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

支援員人件費、ボランティア行事用保険料、交流室使用料、消耗品

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 % 又は 2 分の 1以内

【積算根拠ほか】

○補助率: 補助対象経費の1/2以内 ※地域生活支援事業の国県補助率: 国1/2、県1/4

○補助限度額: 国の予算の範囲

○積算根拠: 補助対象経費の合計

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 4 年度 まで